

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 7 年 9 月 5 日

福島県相双建設事務所長 佐藤 敬

工事（委託業務）番号	第 2 5 - 4 1 3 7 0 - 0 1 1 6 号
工事（委託業務）名	道路橋りょう整備（再復）工事（改良舗装）
質 問 事 項	
1. CBR 試験の実施について、標準横断図の設計 CBR 値は推定値であるため、No. 25 以降の測点は CBR 試験を実施する認識でよろしいでしょうか。また、置換数量が表記されている箇所については設計数量の施工でよろしいでしょうか。ご教示願います。 2. CBR 試験の実施費用について、県発注の他の土木工事からも伺えたとおり、舗装厚を決定するための CBR 試験は技術管理費に積み上げられるものと認識しておりますが、当該工事では技術管理費に計上されておられません。当該工事には計上されないのでしょうか。ご教示願います。 3. 前回工事(23-41370-0313)では水道事業と下水道事業が別発注者から発注されておりましたが、当該工事においても水道事業と下水道事業の発注はございますでしょうか。ご教示願います。 4. 水道事業の本管布設替え工事の発注が想定される場合について、当該工事の 3 月末工期については水道事業の工程が加味されての工期設定と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 5. 前回工事(23-41370-0313)では路床置換工の歩掛が全体 m2 の施工量に基づいた設定となっておりますが、実際の施工では片側交互通行かつ民地からの出入りがあり片側 20m 程度の施工性しかなく歩掛に大きい乖離がございました。当該工事においては現地施工状況に即した歩掛の見直しを設計変更で協議いただけますでしょうか。ご教示願います。 6. 特記仕様書の 10 章 11 の用地取得及び支障物件は工事区域内の用地確保済みとなっておりますが、32 章その他では「用地未契約者及び交渉中の地権者が存在する～」との記載がございますが、どちらが正しい表記となりますでしょうか。ご教示願います。 7. 用地の確保が未了であると想定した場合で、用地の取得見込み時期はいつごろになりますでしょうか。また、未取得の用地に起因して十分な施工性を確保することが困難であったり、工	

期が遅れるような場合については、設計の変更や工期の延長について協議の対象となりますでしょうか。ご教示願います。

8. 以下の 5 地点では道路高さのセンターが上がるのに対して、歩道拡幅しない側の乗入部舗装がなく段差が生じるように見受けられます。段差が生じることについて地権者に事前説明は済んでおりますでしょうか。ご教示願います。

No. 10 地点 10cm、No. 22 地点 11.6cm、No. 25 地点 9.6cm、No. 26 地点 5.1cm、
No. 29+10 付近 14.6cm

9. 乗入部舗装を施工する場合については、設計変更の対象となりますでしょうか。ご教示願います。

10. 特記仕様書 10 章 13 の交通誘導員の配置について本線起終点に 2 人、車両出入口に 1 人配置、交代要員は 1 人配置するとありますが、工事場所に住宅及び店舗があるため出入口が 2 カ所になることも想定されます。現地状況に応じて交通誘導員の増員が必要と見込まれる場合には設計変更の対象となりますでしょうか。ご教示願います。

11. 施工 第 0-0022 号表、施工 第 0-0023 号表、第 0-0046 号表について、歩車道境界ブロックに「※手入力単価」と記載ございますが、パッケージの中には未計上という認識でよろしいでしょうか。ご教示願います。

12. 施工 第 0-0036 号表の「雑品」について、備考欄に「#99」の表記があることから、諸雑費と同様の処理でよろしいのでしょうか。また、係る対象と率がございましたらご教示願います。

回 答 事 項

- | |
|--|
| 1. CBR 試験の実施について、No. 25 以降の測点は現地の土質状況を確認し監督員と協議して判断すること。置換数量が標記されている箇所については設計数量のとおりです。 |
|--|

- | |
|-----------------------------------|
| 2. 福島県工事請負契約約款 18 条に基づき協議の対象とします。 |
|-----------------------------------|

- | |
|--|
| 3. 上水道事業は浪江町で発注予定です。下水道に関しては福島県工事請負契約約款 18 条に基づき協議の対象とします。 |
|--|

- | |
|---|
| 4. 水道事業の工期は加味しておりませんが、当該工事は水道事業と工程調整して工期内に完了させることを前提としています。 |
|---|

- | |
|-----------------------------------|
| 5. 福島県工事請負契約約款 18 条に基づき協議の対象とします。 |
|-----------------------------------|

- | |
|--|
| 6. 「特記仕様書の 10 章 11 の用地取得及び支障物件 1) 工事区域内の用地確保 ☒ 済」が正しいです。 |
|--|

- | |
|--|
| 7. 工事区域内の用地は全て契約済みです。ついては、特記仕様書 P23 第 32 章その他の表現を修正しましたので、ご確認願います。 |
|--|

8. 事前説明は未了です。起工測量後、段差の詳細が分かり次第、説明予定です。
9. 福島県工事請負契約約款 18 条に基づき協議の対象とします。
10. 福島県工事請負契約約款 18 条に基づき協議の対象とします。
11. お見込みの通りです。
12. 諸経費と同様の処理です。また、係る対象と率は諸雑費の場合と同じです。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7998 号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7986 号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。